

病児保育室つくし 利用同意書

(目的)

第1条

この規程は、厚生労働省の通知による「病児保育事業実施要綱」の規定に基づき、病気である児童（以下「児童」という。）を、適切な処遇が確保される病児保育室つくし（以下「保育室」という。）において、一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(利用定員)

第2条

保育室の利用定員は、2名とする。

(利用対象)

第3条

保育室を利用することができる者は、あらかじめ「病児保育利用登録書」により登録をしている生後3ヵ月から小学6年生までの児童を対象とし、次の要件を満たすものでなければならない。（詳細は、病児保育室つくし受け入れ基準に記載）

1. 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の児童が日常罹患する疾患、麻疹、水痘、風疹等の感染症疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患等の病気又は病気の回復期にある児童であること
2. 保護者が勤務の場合、傷病、事故、出産その他社会的にやむを得ない事由により家庭で看護を行うことが困難な児童であること。

(開設日時)

第4条

保育室の利用日及び時間は、次のとおりとする。

1. 利用日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、土・日・祝日及び、12月29日から1月3日までを除く。
2. 利用時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までとする。

(利用申込)

第5条

利用しようとする児童の保護者は、「病児保育利用申込書」に、かかりつけ医が記載した「病児保育家庭医連絡票」を添付して、保育室に提出するものとする。

(利用料金)

第6条

保育室の利用料は、下記のとおりとする。

病児保育料	2,200円（税込）/日
給食代（おやつ込み）	550円（税込）/日

※アレルギー食には対応しておりません。

(保育室への送迎)

第7条

児童の保育室への送迎は、保護者の責任において行うものとする。

(与薬)

第8条

児童への与薬が必要となる場合は、保護者で「与薬依頼票」を記入のうえ、保育室に依頼するものとする。

1. 与薬は、原則として、医師の処方に基づくものに限る。
2. 保育室は、保護者の依頼による与薬を行った場合の結果について、責任を負わない。

(緊急時の対応)

第9条

児童の状態の急変や事故などが生じた場合は、保護者に連絡のうえ、保育室の職員が協力医療機関に受診させるものとする。ただし、保護者との連絡がとれない場合は、保育室の判断で協力医療機関を受診させることができる。

1. 前項の受診に係る費用は、保護者の負担とする。

(保護者の義務)

第10条

児童の保護者は、保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。

1. 児童の保護者は、保育室を利用する間は「病後児保育利用申込書」に記載した緊急連絡先で常に連絡を受け、緊急時でも保護者の意思の確認ができるよう努めなければならない。

(善管注意義務)

第11条

保育室は、善良な管理者の注意義務をもって児童の保育を行う。

1. 保育室は、児童及びその保護者の個人情報を、本事業の実施に必要な範囲外では使用することができない。
2. 保育室は、児童の特殊事情に起因して発生した事故のうち、「病児保育利用申込書」に記載のない事情に起因する事故については、その責任を負わないものとする。

(責任限度)

第12条

保育室は、万が一保育室の責めに帰すべき事由により児童に事故が発生した場合、保育室が加入する（公社）全国私立保育園連盟による、病（後）児保育事業総合保険約款に基づいて支払われる保険金をもって、児童及びその保護者の損害を補償するものとし、かつ、同保険金額をもって責任の限度とする。また、その保険約款により担保される支払事由の範囲内において、責任を負うものとする。

附則

この規定は、令和7年12月1日から施行する。

同意欄

以上、本規定の内容について承諾し同意します。

年 月 日

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

緊急連絡先 _____